

新	旧
どっぷり高知旅キャンペーン推進委員会事務管理規程	どっぷり高知旅キャンペーン推進委員会事務管理規程
<p>(施行伺)</p> <p>第 26 条 契約事務担当者は、予定価格が次の各号に掲げる契約の種類に応じた金額を超えると見込まれる場合は、原則として経費執行伺の前に、別紙様式 1 を「回議書」として施行伺を作成し、必要な書類を添えて決裁権者の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) 工事又は製造の請負 <u>400 万円</u></p> <p>(2) 物件の借入れ <u>150 万円</u></p> <p>(3) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>200 万円</u></p> <p>2 略</p>	<p>(施行伺)</p> <p>第 26 条 契約事務担当者は、予定価格が次の各号に掲げる契約の種類に応じた金額を超えると見込まれる場合は、原則として経費執行伺の前に、別紙様式 1 を「回議書」として施行伺を作成し、必要な書類を添えて決裁権者の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) 工事又は製造の請負 <u>250 万円</u></p> <p>(2) 物件の借入れ <u>80 万円</u></p> <p>(3) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>100 万円</u></p> <p>2 略</p>
<p>(契約書の作成の省略)</p> <p>第 31 条 法令等の規定により契約書の作成が義務付けられる契約及び権利の設定等に係る契約を除き、次の各号に掲げる契約については、契約書の作成を省略できる。</p> <p>(1) 契約金額が次の金額を超えないとき</p> <p>ア 工事又は製造（物品の製造を除く。）の請負 <u>400 万円</u></p> <p>イ 物品の製造の請負又は財産の買入れ <u>300 万円</u></p> <p>ウ 上記ア、イに掲げるもの以外のもの <u>200 万円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(契約書の作成の省略)</p> <p>第 31 条 法令等の規定により契約書の作成が義務付けられる契約及び権利の設定等に係る契約を除き、次の各号に掲げる契約については、契約書の作成を省略できる。</p> <p>(1) 契約金額が次の金額を超えないとき</p> <p>ア 工事又は製造（物品の製造を除く。）の請負 <u>250 万円</u></p> <p>イ 物品の製造の請負又は財産の買入れ <u>160 万円</u></p> <p>ウ 上記ア、イに掲げるもの以外のもの <u>100 万円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>
<p>附 則</p> <p>1 この規程は、令和 5 年 1 2 月 5 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 この規程は、令和 5 年 1 2 月 5 日から施行する。</p>